

2024年2月21日

株式会社JSH

代表取締役会長兼社長 野口 和輝

問合せ先： 経営管理本部 (03) 3272-0606

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

※当社は2月26日付で、I. 2. 「資本構成」の「【大株主の状況】」のうち「所有株式数(株)」の開示内容の変更を行っており、その変更箇所を_____を付して表示しております。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、「企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、公正かつ透明性の高い経営を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための最も重要な仕組み」とであると認識しております。こうした認識のもと、実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現を目指し、人員配置、業務分掌、社内規程の整備等を継続的に改善することで、社会的信頼に応えつつ、持続的に成長と発展を遂げていくことが可能になると考えております。ガバナンス体制、経営執行、内部統制を適切に融合させ、環境変化を見据えた経営戦略の策定と遂行力の高い組織形成に繋げていくことは勿論、経営情報に関するタイムリーな開示を実施することで透明性の高い企業経営を行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野口 和輝	1,976,000	39.63
ジャフコ SV 5 共有投資事業有限責任組合	1,570,800	31.50
ジャフコ SV 5 スター投資事業有限責任組合	388,400	7.77
東京センチュリー株式会社	180,000	3.61
Ariake Secondary Fund III LP 無限責任組合員 Ariake Capital Management III Limited	106,600	2.14
芙蓉総合リース株式会社	106,600	2.14

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

FFG ベンチャー投資事業有限責任組合第2号	<u>73,200</u>	1.47
SG インキュベート第1号投資事業有限責任組合	<u>66,000</u>	1.32
大分 VC サクセスファンド6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員	<u>42,000</u>	0.84
三菱UFJ キャピタル8号投資事業有限責任組合	<u>33,200</u>	0.67
GLIN Impact Capital 投資事業有限責任組合	<u>33,200</u>	0.67

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	無し
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
------------	-----

定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
津田 和義	公認会計士/税理士													
江尻 琴美	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 和義	○	—	津田和義氏は、上場会社を中心に様々な業種の企業において、社外役員として長年にわたり多くの企業経営に関与し、直近12年に関与先8社の新規上場にご貢献しており、また、公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。これらに基づき、当社の企業経営に対して客観的かつ専

			<p>門的な視点から有益な意見を期待しており、長期的な企業価値の向上を目指す中で、当社経営及びガバナンスの継続的強化に繋がれると判断し、選任しております。当社と同氏との間で記載すべき利害関係はありません。経歴等から一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立性が確保できるものと判断し、独立役員として指定しております。</p>
江尻 琴美	○	—	<p>江尻琴美氏は、長年にわたり企業法務に関与し、また、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。また、東証プライム市場上場企業及びグロース市場上場企業の社外役員としての経験を有しております。これらの知識・経験に加え、取締役会のダイバーシティの確保の観点に基づき、当社の法務対応をはじめとした経営管理に対して専門的な視点から有益な意見を期待しており、当社経営及びガバナンスの継続的強化に繋がれると判断し、選任しております。当社と同氏との間で記載すべき利害関係はありません。経歴等から一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立性が確保できるものと判断し、独立役員として指定しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会の決議により選定された3名以上の委員で構成された報酬委員会を原則として年1回以上開催しております。報酬委員会は、取締役の報酬等を決定するにあたっての全般的な方針の策定等を通じて、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的としております。

最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬等の上限額の範囲内で、職務内容、業績、従業員の給与水準等を勘案した上で、取締役会の決議により一任された代表取締役野口和輝が決定しております。委任した理由としましては、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。代表取締役に委任した権限が適切に行使されるため、算定された金額については、報酬委員会から意見を求め決定しております。

今後、報酬委員会の委員長を社外取締役とすることを検討してまいります。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役及び会計監査人については、下記項目を中心に連携を行っております。

- ・相互の監査計画の共有、説明及び報告（三様監査）
- ・定期面談による監査環境、当社課題点等の情報共有
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応

監査役及び内部監査室については、下記項目を中心に連携を行っております。

- ・相互の監査計画の共有、説明及び報告（三様監査）
- ・事業所監査への立ち合い
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応

会計監査人及び内部監査室については、下記項目を中心に連携を行っております。

- ・相互の監査計画の共有、説明及び報告（三様監査）
- ・定期面談による監査環境、当社課題点等の情報共有
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北野 幸治	その他													
中村 基夫	公認会計士/税理士													
中務 正裕	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北野 幸治	○	—	北野幸治氏は、大手住宅メーカーの経理部門責任者、同社子会社の非常勤監査役としての経験から経営管理に関する豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。これに基づき、長期的な企業価値の向上を目指す上での業務執行を監査する適切な人材であると判断したものであり、社外監査役として選任しております。また、当社と北野幸治氏との間に特別な利害関

			係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断しております。
中村 基夫	○	—	中村基夫氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。これらに基づき、長期的な企業価値の向上を目指す上での業務執行を監査する適切な人材であると判断したものであり、社外監査役として選任しております。また、当社と中村基夫氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断しております。
中務 正裕	○	—	中務正裕氏は、上場会社を中心に様々な業種の企業において、社外役員として長年にわたり企業法務に関与し、また、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。これらに基づき、長期的な企業価値の向上を目指す上での業務執行を監査する適切な人材であると判断したものであり、社外監査役として選任しております。また、当社と中務正裕氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

本書提出日現在、社外取締役及び社会監査役の選任にあたり、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、今後独立性基準を策定予定であることに加え、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考に、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、経歴や当社との関係を踏まえ、独立性に問題が無い人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役, 社外監査役, 執行役員, 従業員
-----------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じて、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬等の上限額の範囲内で、職務内容、業績、従業員の給与水準等を勘案した上で、取締役会の決議により一任された代表取締役野口和輝が決定しております。委任した理由としましては、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。代表取締役に委任した権限が適切に行使されるため、算定された金額については、報酬委員会から意見を求め決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは総務部が行っております。取締役会等の重要会議の資料の事前配布については、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等 退任日	任期
宮崎 洋祐	取締役経営管理本部長	経営管理業務全般	常勤	2019年4月	1年7ヶ月
山田 平和	取締役地方創生事業共同本部長	地方創生事業における営業業務全般	常勤	2019年11月	6ヶ月

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2名
--------------------------	----

その他の事項

<p>宮崎 洋祐 就任経緯：代表取締役である野口の後継者育成のため 退任経緯：子会社代表取締役に専従するため</p> <p>山田 平和 就任経緯：代表取締役である野口の後継者育成のため 退任経緯：後継者育成を目的とした代表就任という人事方針を転換し、事業本部の責任者として中長期的な組織形成を図ったため</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>当社は、コーポレート・ガバナンスの主たる機関として、取締役会及びその補完機関としての経営会議、取締役会から独立した独任制の監査役会及び会計監査人を設置しております。また、当社では社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会を設置しております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。</p> <p>1. 業務執行</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>取締役会は、取締役9名（内社外取締役2名）で構成され、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や、月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、経営知識、経営の豊富な2名の社外取締役により経営の健全性、実効性を高めております。なお、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。</p> <p>(2) 経営会議</p> <p>取締役及び必要に応じて各部門長をメンバーとした経営会議を、月1回以上開催しております。経営会議は、業務執行上の諸問題を迅速に解決する他、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況等について、審議、意思疎通を図ることを目的としております。</p> <p>2. 監査体制</p> <p>(1) 監査役会</p> <p>監査役会は、監査役3名（3名とも社外監査役）で構成されております。監査役3名は、定例監査役会を毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。また、取締役会に出席し、必要に応じて発言し業務執行等に係る監査を行っております。具体的な業務監査全般については主として常勤監</p>

査役が担当し、必要に応じて非常勤監査役が担当に加わります。株主総会・取締役会への出席、代表取締役との定期的意見交換、期末監査及び監査法人との連携・三様監査等については、常勤・非常勤を問わず原則全監査役が行っております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。このように、充実した監査が行われる体制を構築しております。

(2) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

(3) 内部監査

当社における内部監査は、会社組織が比較的小さく人員に限りがあることから、内部監査室長1名により行っております。内部監査室長は、内部監査計画に基づき、各部門に対し監査を行っており、業務の効率性や適正性を中心に監査しております。また、監査結果並びに指導事項の改善状況については、当社取締役会にて報告する体制となっております。

3. 報酬委員会

取締役会の決議により選任された3名の委員で構成された報酬委員会を原則として年1回以上開催しております。報酬委員会は、取締役の報酬等を決定するにあたっての全般的な方針の策定等を通じて、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的としております。

4. コンプライアンス委員会

委員長である取締役経営管理本部長を含む常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び委員長が指名する者をメンバーとしたコンプライアンス委員会を原則として年2回開催しております。コンプライアンス委員会は、当社におけるコンプライアンスに係る方針や施策の検討、コンプライアンス対策に対する定期的な見直し等を行うことで、コンプライアンスを適切に行うことを目的としております。

5. リスク管理委員会

委員長である取締役経営管理本部長を含む常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び委員長が指名する者をメンバーとしたリスク管理委員会を原則として年2回開催しております。リスク管理委員会は、事業、その他業務に係るリスクの管理状況の把握や当社に対するリスク回避措置の指導監督を行うことで、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図り、リスク管理の指導を適切に行うことを目的としております。

6. コンプライアンス・リスク管理会議

経営管理本部の担当役員、総務部長、人事部長、内部監査室長及び事業本部の担当取締役が選任した役員をメンバーとしたコンプライアンス・リスク管理会議を原則として毎月1回開催しております。コンプライアンス・リスク管理会議は、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の下部組織として、総務部、人事部と事業部門との間で定期的にコンプライアンス、リスク管理並びに人事労務に関する具体的な課題並びに問題へ対応することを目的としております。

7. 交通安全委員会

総務部長、内部監査室長及び取締役経営管理本部長が選任した役職員をメンバーとした交通安全委員会を原則として四半期に1回開催しております。交通安全委員会は、交通安全に関する重要課題の抽出及び情報共有を目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用することによって、透明性の確保・向上及び経営環境の変化に対する迅速な対応を図ることができると考えられることから現行の体制を採用しております。業務執行に関しては、取締役会による監視をおこなっており、社外取締役（2名）及び社外監査役（3名）による助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。また、監査役監査、監査法人による会計監査及び内部監査の三様監査が連携し、様々なリスクに対する指摘や助言を行っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様にご出席いただく為、毎年集中日とは異なった日程にて開催することに努めております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作	上場後、当社ホームページにおいて開示することを検討しております。	

成・公表		
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会の開催（参加）を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	必要に応じてアナリスト・機関投資家向けの説明会を検討して参ります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成を鑑みながら、必要に応じて海外投資家向けの説明会を検討して参ります。	未定
IR 資料をホームページ掲載	上場後はホームページに IR サイトを設け、IR 資料を掲載いたします。	
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役経営管理本部長を責任者に、経営企画部及び経理財務部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人を通じて、喜びを作り、幸せを作る」を企業理念とし、「地域を問わず全ての人が、心豊かに、能力や個性を發揮できる社会の実現」を目指すゴールとして事業に取り組んでおり、株主や取引先、従業員のみならず地域社会など、当社が事業を推進するなかで関わりのあるステークホルダーからの社会的信頼を向上させることを目的として「コンプライアンス管理規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令、社会規範及び社内規程の遵守や社会的な責任を果たすよう努めてまいります。また、当社に対する理解を深めること、適正な評価に資することを目的として「適時開示規程」に従い、ステークホルダーに対して適時適切な情報開示に努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社が運営している農園において、自然環境への配慮がされた電力を使用（農園で使用する電力は「五島版 RE100」認定を受けた 100%再生エネルギー由来となっており、電力使用に伴う CO2 の排出はゼロ）しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営に関する情報をホームページや会社説明会等で積極的かつ公正公平に開示し、企業としての透明性確保に努めることにより、ステークホルダーの皆様からの当社に対する期待に応え、企業理解を獲得し、継続的な信頼の維持向上に努めて参ります。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り決議し、この方針に基づいた運営を行っております。なお、この内部統制システムについては、定期的な見直しによって改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会が中心となって当社の各部門と連携し、当社のコンプライアンスに関する取組みを推進します。

② 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口および相談窓口を設け、内部通報制度を整備します。

③ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設けます。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役に報告します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「稟議規程」「機密文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、閲覧可能な状態で保存・管理します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、リスクを最小限に抑える体制を構築します。

② リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めます。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行います。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定した事項とします。

② 取締役会の任意の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成し、その過半数を独立社外取締役で構成される報酬委員会を設置し、取締役の報酬等の決定に関わる公平性、透明性及び客観性を確保します。

③ 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備します。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 取締役会は、監査役会と必要に応じて協議を行い、監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとします。

② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従うものとする。

6. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。

② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実を監査役に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査役に報告します。

③ 当社は、取締役及び使用人が、監査役に前号の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを保証します。

7. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受けたとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査役の職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行います。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図ります。

② 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と各事業部の執行役員及び従業員の意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備します。

③ 監査役は、適時に会計監査人または内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人または内部監査室に報告を求める体制を整備します。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行います。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

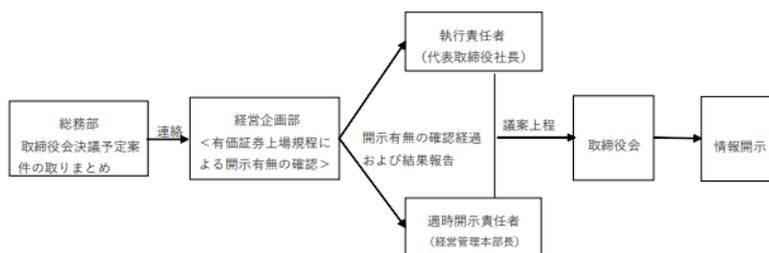
当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とします。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

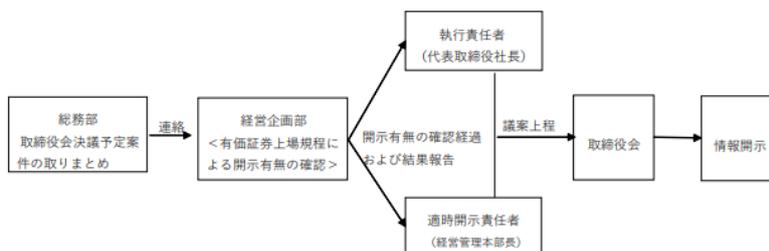
1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

【適時開示体制の概要（模式図）】

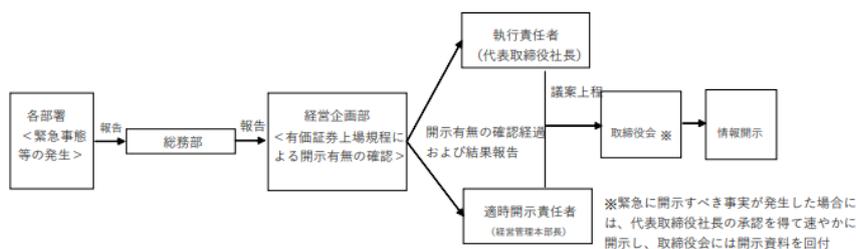
決算情報



決定事実



発生事実



以上

2024年2月21日

株式会社JSH

代表取締役会長兼社長 野口 和輝

問合せ先： 経営管理本部 (03) 3272-0606

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、「企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、公正かつ透明性の高い経営を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための最も重要な仕組み」とであると認識しております。こうした認識のもと、実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現を目指し、人員配置、業務分掌、社内規程の整備等を継続的に改善することで、社会的信頼に応えつつ、持続的に成長と発展を遂げていくことが可能になると考えております。ガバナンス体制、経営執行、内部統制を適切に融合させ、環境変化を見据えた経営戦略の策定と遂行力の高い組織形成に繋げていくことは勿論、経営情報に関するタイムリーな開示を実施することで透明性の高い企業経営を行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野口 和輝	9,880	39.63
ジャフコ SV 5 共有投資事業有限責任組合	7,854	31.50
ジャフコ SV 5 スター投資事業有限責任組合	1,942	7.77
東京センチュリー株式会社	900	3.61
Ariake Secondary Fund III LP 無限責任組合員 Ariake Capital Management III Limited	533	2.14
芙蓉総合リース株式会社	533	2.14
FFG ベンチャー投資事業有限責任組合第2号	366	1.47
SG インキュベート第1号投資事業有限責任組合	330	1.32

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

大分 VC サクセスファンド6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員	210	0.84
三菱UFJキャピタル8号投資事業有限責任組合	166	0.67
GLIN Impact Capital 投資事業有限責任組合	166	0.67

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	無し
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長

取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
津田 和義	公認会計士/税理士												
江尻 琴美	弁護士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 和義	○	—	津田和義氏は、上場会社を中心に様々な業種の企業において、社外役員として長年にわたり多くの企業経営に関与し、直近12年に関与先8社の新規上場に貢献しており、また、公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。これらに基づき、当社の企業経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見を期待しており、長期的な企業価値の向上を目指す中で、当社

			経営及びガバナンスの継続的強化に繋がれると判断し、選任しております。当社と同氏との間で記載すべき利害関係はありません。経歴等から一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立性が確保できるものと判断し、独立役員として指定しております。
江尻 琴美	○	—	江尻琴美氏は、長年にわたり企業法務に関与し、また、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。また、東証プライム市場上場企業及びグロース市場上場企業の社外役員としての経験を有しております。これらの知識・経験に加え、取締役会のダイバーシティの確保の観点に基づき、当社の法務対応をはじめとした経営管理に対して専門的な視点から有益な意見を期待しており、当社経営及びガバナンスの継続的強化に繋がれると判断し、選任しております。当社と同氏との間で記載すべき利害関係はありません。経歴等から一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立性が確保できるものと判断し、独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会の決議により選定された3名以上の委員で構成された報酬委員会を原則として年1回以上開

催しております。報酬委員会は、取締役の報酬等を決定するにあたっての全般的な方針の策定等を通じて、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的としております。

最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬等の上限額の範囲内で、職務内容、業績、従業員の給与水準等を勘案した上で、取締役会の決議により一任された代表取締役野口和輝が決定しております。委任した理由としましては、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。代表取締役に委任した権限が適切に行使されるため、算定された金額については、報酬委員会から意見を求め決定しております。

今後、報酬委員会の委員長を社外取締役とすることを検討してまいります。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役及び会計監査人については、下記項目を中心に連携を行っております。

- ・相互の監査計画の共有、説明及び報告（三様監査）
- ・定期面談による監査環境、当社課題点等の情報共有
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応

監査役及び内部監査室については、下記項目を中心に連携を行っております。

- ・相互の監査計画の共有、説明及び報告（三様監査）
- ・事業所監査への立ち合い
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応

会計監査人及び内部監査室については、下記項目を中心に連携を行っております。

- ・相互の監査計画の共有、説明及び報告（三様監査）
- ・定期面談による監査環境、当社課題点等の情報共有
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人	3名

数	
---	--

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北野 幸治	その他													
中村 基夫	公認会計士/税理士													
中務 正裕	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北野 幸治	○	—	北野幸治氏は、大手住宅メーカーの経理部門責任者、同社子会社の非常勤監査役としての経験から経営管理に関する豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。これに基づき、長期的な企業価値の向上を目指す上での業務執行を監査する適切な人材であると判断したものであり、社外監査役として選任しております。また、当社と北野幸治氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断しております。

中村 基夫	○	—	中村基夫氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。これらに基づき、長期的な企業価値の向上を目指す上での業務執行を監査する適切な人材であると判断したものであり、社外監査役として選任しております。また、当社と中村基夫氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断しております。
中務 正裕	○	—	中務正裕氏は、上場会社を中心に様々な業種の企業において、社外役員として長年にわたり企業法務に関与し、また、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。これらに基づき、長期的な企業価値の向上を目指す上での業務執行を監査する適切な人材であると判断したものであり、社外監査役として選任しております。また、当社と中務正裕氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>本書提出日現在、社外取締役及び社会監査役の選任にあたり、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、今後独立性基準を策定予定であることに加え、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考に、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、経歴や当社との関係を踏まえ、独立性に問題が無い人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。</p>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。</p>

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役, 社外監査役, 執行役員, 従
-----------------	------------------------------

	業員
--	----

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じて、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬等の上限額の範囲内で、職務内容、業績、従業員との給与水準等を勘案した上で、取締役会の決議により一任された代表取締役野口和輝が決定しております。委任した理由としましては、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。代表取締役に委任した権限が適切に行使されるため、算定された金額については、報酬委員会から意見を求め決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは総務部が行っております。取締役会等の重要会議の資料の事前配布については、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等 退任日	任期
宮崎 洋祐	取締役経営管理本部長	経営管理業務全般	常勤	2019年4月	1年7ヶ月
山田 平和	取締役地方創生事業共同本部長	地方創生事業における営業業務全般	常勤	2019年11月	6ヶ月

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2名
--------------------------	----

その他の事項

<p>宮崎 洋祐 就任経緯：代表取締役である野口の後継者育成のため 退任経緯：子会社代表取締役に専従するため</p> <p>山田 平和 就任経緯：代表取締役である野口の後継者育成のため 退任経緯：後継者育成を目的とした代表就任という人事方針を転換し、事業本部の責任者として中長期的な組織形成を図ったため</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>当社は、コーポレート・ガバナンスの主たる機関として、取締役会及びその補完機関としての経営会議、取締役会から独立した独任制の監査役会及び会計監査人を設置しております。また、当社では社外取締役が委員の過半数を占める報酬委員会を設置しております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。</p> <p>1. 業務執行</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>取締役会は、取締役9名（内社外取締役2名）で構成され、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や、月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、経営知識、経営の豊富な2名の社外取締役により経営の健全性、実効性を高めております。なお、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。</p> <p>(2) 経営会議</p> <p>取締役及び必要に応じて各部門長をメンバーとした経営会議を、月1回以上開催しております。経営会議は、業務執行上の諸問題を迅速に解決する他、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況等について、審議、意思疎通を図ることを目的としております。</p> <p>2. 監査体制</p> <p>(1) 監査役会</p> <p>監査役会は、監査役3名（3名とも社外監査役）で構成されております。監査役3名は、定例監査役会を毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。また、取締役会に出席し、必要に応じて発言し業務執行等に係る監査を行っております。具体的な業務監査全般については主として常勤監</p>

査役が担当し、必要に応じて非常勤監査役が担当に加わります。株主総会・取締役会への出席、代表取締役との定期的意見交換、期末監査及び監査法人との連携・三様監査等については、常勤・非常勤を問わず原則全監査役が行っております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。このように、充実した監査が行われる体制を構築しております。

(2) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。

(3) 内部監査

当社における内部監査は、会社組織が比較的小さく人員に限りがあることから、内部監査室長1名により行っております。内部監査室長は、内部監査計画に基づき、各部門に対し監査を行っており、業務の効率性や適正性を中心に監査しております。また、監査結果並びに指導事項の改善状況については、当社取締役会にて報告する体制となっております。

3. 報酬委員会

取締役会の決議により選任された3名の委員で構成された報酬委員会を原則として年1回以上開催しております。報酬委員会は、取締役の報酬等を決定するにあたっての全般的な方針の策定等を通じて、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的としております。

4. コンプライアンス委員会

委員長である取締役経営管理本部長を含む常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び委員長が指名する者をメンバーとしたコンプライアンス委員会を原則として年2回開催しております。コンプライアンス委員会は、当社におけるコンプライアンスに係る方針や施策の検討、コンプライアンス対策に対する定期的な見直し等を行うことで、コンプライアンスを適切に行うことを目的としております。

5. リスク管理委員会

委員長である取締役経営管理本部長を含む常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び委員長が指名する者をメンバーとしたリスク管理委員会を原則として年2回開催しております。リスク管理委員会は、事業、その他業務に係るリスクの管理状況の把握や当社に対するリスク回避措置の指導監督を行うことで、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図り、リスク管理の指導を適切に行うことを目的としております。

6. コンプライアンス・リスク管理会議

経営管理本部の担当役員、総務部長、人事部長、内部監査室長及び事業本部の担当取締役が選任した役員をメンバーとしたコンプライアンス・リスク管理会議を原則として毎月1回開催しております。コンプライアンス・リスク管理会議は、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の下部組織として、総務部、人事部と事業部門との間で定期的にコンプライアンス、リスク管理並びに人事労務に関する具体的な課題並びに問題へ対応することを目的としております。

7. 交通安全委員会

総務部長、内部監査室長及び取締役経営管理本部長が選任した役職員をメンバーとした交通安全委員会を原則として四半期に1回開催しております。交通安全委員会は、交通安全に関する重要課題の抽出及び情報共有を目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用することによって、透明性の確保・向上及び経営環境の変化に対する迅速な対応を図ることができると考えられることから現行の体制を採用しております。業務執行に関しては、取締役会による監視をおこなっており、社外取締役（2名）及び社外監査役（3名）による助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。また、監査役監査、監査法人による会計監査及び内部監査の三様監査が連携し、様々なリスクに対する指摘や助言を行っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様にご出席いただく為、毎年集中日とは異なった日程にて開催することに努めております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作	上場後、当社ホームページにおいて開示することを検討しております。	

成・公表		
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会の開催（参加）を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	必要に応じてアナリスト・機関投資家向けの説明会を検討して参ります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成を鑑みながら、必要に応じて海外投資家向けの説明会を検討して参ります。	未定
IR 資料をホームページ掲載	上場後はホームページに IR サイトを設け、IR 資料を掲載いたします。	
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役経営管理本部長を責任者に、経営企画部及び経理財務部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人を通じて、喜びを作り、幸せを作る」を企業理念とし、「地域を問わず全ての人が、心豊かに、能力や個性を發揮できる社会の実現」を目指すゴールとして事業に取り組んでおり、株主や取引先、従業員のみならず地域社会など、当社が事業を推進するなかで関わりのあるステークホルダーからの社会的信頼を向上させることを目的として「コンプライアンス管理規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令、社会規範及び社内規程の遵守や社会的な責任を果たすよう努めてまいります。また、当社に対する理解を深めること、適正な評価に資することを目的として「適時開示規程」に従い、ステークホルダーに対して適時適切な情報開示に努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社が運営している農園において、自然環境への配慮がされた電力を使用（農園で使用する電力は「五島版 RE100」認定を受けた 100%再生エネルギー由来となっており、電力使用に伴う CO2 の排出はゼロ）しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営に関する情報をホームページや会社説明会等で積極的かつ公正公平に開示し、企業としての透明性確保に努めることにより、ステークホルダーの皆様からの当社に対する期待に応え、企業理解を獲得し、継続的な信頼の維持向上に努めて参ります。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り決議し、この方針に基づいた運営を行っております。なお、この内部統制システムについては、定期的な見直しによって改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会が中心となって当社の各部門と連携し、当社のコンプライアンスに関する取組みを推進します。

② 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口および相談窓口を設け、内部通報制度を整備します。

③ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設けます。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役に報告します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「稟議規程」「機密文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、閲覧可能な状態で保存・管理します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、リスクを最小限に抑える体制を構築します。

② リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めます。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行います。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定した事項とします。

② 取締役会の任意の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成し、その過半数を独立社外取締役で構成される報酬委員会を設置し、取締役の報酬等の決定に関わる公平性、透明性及び客観性を確保します。

③ 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備します。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 取締役会は、監査役会と必要に応じて協議を行い、監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとします。

② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従うものとする。

6. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。

② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実を監査役に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査役に報告します。

③ 当社は、取締役及び使用人が、監査役に前号の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを保証します。

7. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受けたとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査役職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行います。

8. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図ります。

② 取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と各事業部の執行役員及び従業員の意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備します。

③ 監査役は、適時に会計監査人または内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人または内部監査室に報告を求める体制を整備します。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行います。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とします。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対して、一切の関わりを持たず、どのような名目であっても、経済的利益、便益、特典、恩恵等を提供いたしません。その旨を取締役中心に会社全体へ周知徹底するとともに、反社会的勢力による不当要求に備えて、関係行政機関等からの情報収集に努め、事案発生時には、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携して速やかに対処できる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力の排除に向けた体制整備の状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、いかなる場合においても、反社会的勢力に対して経済的利益、便益、特典、恩恵等を提供しないことを基本方針としております。民暴トラブルの責任者を総務部長とし、反社会的勢力の関係者あるいは関係者と思われる者から不当に経済的利益を要求されたときは、総務部長は取締役経営管理本部長の承認を得て直ちに警察に届出、連携を図ります。

また、「反社会的勢力調査マニュアル」を定め、当会社の役員、執行役員、従業員、株主及び取引先における反社会的勢力との関係の有無を含む調査の手続きを確立しており、反社会的勢力との関わりに疑義が生じた対象者とは一切関与しない仕組みを構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

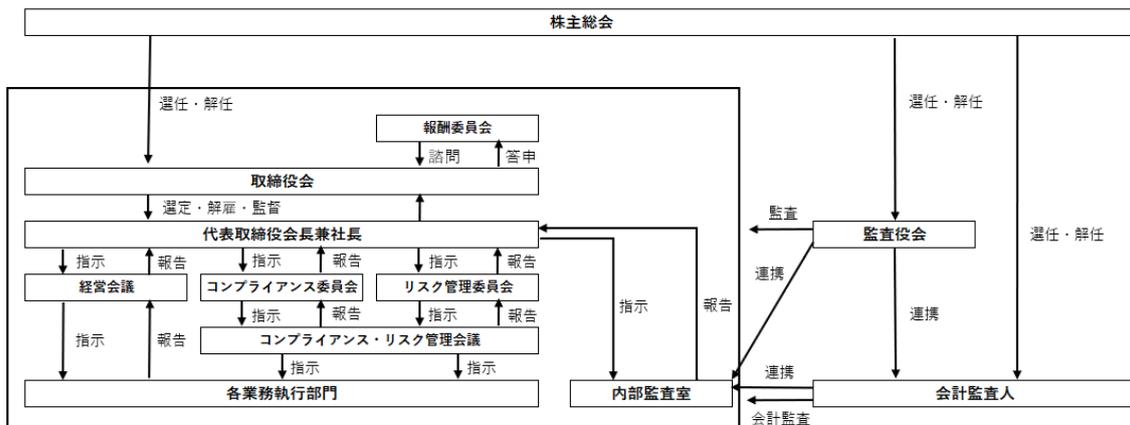
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

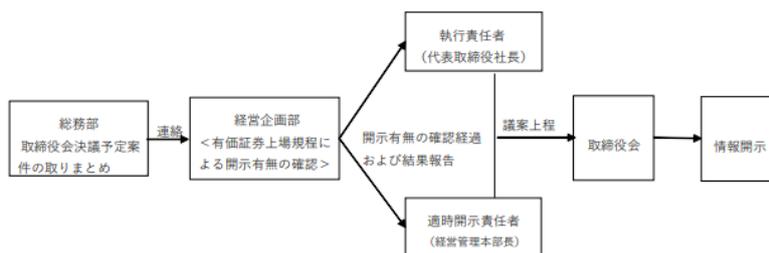
該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

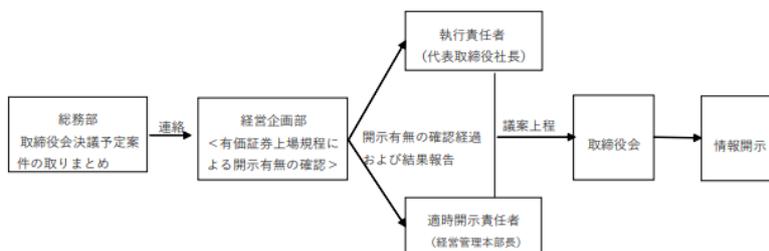


【適時開示体制の概要（模式図）】

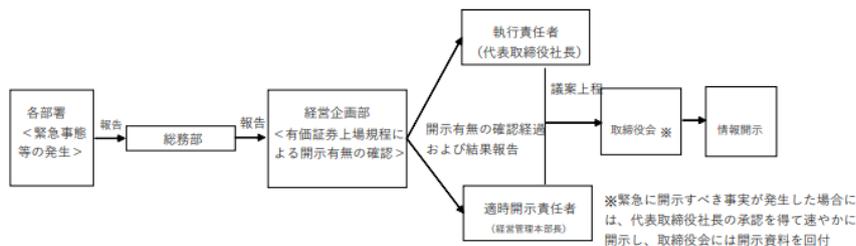
決算情報



決定事実



発生事実



以上